



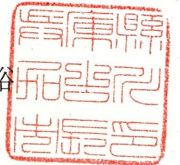
加古川市告示第340号

市道の区域決定及び供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように決定し、令和7年12月1日から供用を開始する。その関係図面は、一般の縦覧に供する。

令和7年12月1日

加古川市長 岡田 康裕



記

1. 区域を決定する路線 別紙のとおり
2. 縦覧場所 加古川市加古川町北在家2000番地
加古川市役所 新館6階
加古川市建設部土木総務課
3. 縦覧期間 令和7年12月1日（月）から12月15日（月）まで
午前8時30分から午後5時15分まで
ただし、加古川市の休日を定める条例（平成2年条例第1号）第2条第1項に規定する市の休日は除く